

別紙

## 受付審査基準

この基準は、申込みのあった開発技術に対して審査証明対象の適否を判断するために定めるものである。

### <受付審査基準>

1. 要領第2条に定められた地図調製技術であること。
2. 使用実績を持つもの、または開発を終了し依頼者において性能確認試験を行ったものであること。
3. 技術の向上に寄与するものであること。
4. 技術内容の確認が定量的に明確にできるものであること。
5. 技術内容をすべて審査委員会に提出できるものであること。
6. 日本語により申込みがなされ、かつ技術内容の説明等の対応がなされること。
7. 違法性のないものであること。
8. 技術内容の審査のため、技術委員会が指示する試験等を依頼者の負担により実施できるものであること。
9. 技術委員会が指示する試験に相当する程度の試験結果の蓄積があり、審査に著しく労力、時間、経費を要するものでないこと。
10. 技術の使用マニュアルの整備がなされているものであること。
11. 社会的信用の高い法人が開発した技術であること。